

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	森林整備計画事務			事業コード	1940
所属コード	154000	課等名	産業振興課	係名	
課長名	大澤正一	担当者名	今 芳則	内線番号	254
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	活力ある産業の振興	コード	5
	施策	活力ある農林業の振興	コード	1
	基本事業	生産基盤の整備	コード	2
予算費目名	一般会計 6 款 2 項 1 目 森林整備計画樹立事務 (5 - 1)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 単年度繰越 <input checked="" type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	不明	
根拠法令等	森林法			

(2) 事務事業の概要

森林法に基づき計画策定が義務付けられている市町村森林整備計画を策定する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

森林法に基づく事務。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

事務の一元化により計画策定事務は林政課において行う。当課では計画策定に伴う玉山区内民有林のデータ作成を行うこととなる。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

盛岡市内の民有林 (国有林以外の森林)

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 民有林面積	ha	20,590	20,590	20,590	20,590	20,590
B						
C						

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

森林法改定に伴う森林整備計画一斉変更のため, 変更される項目に関して必要な調査を行う。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 施業計画認定面積	ha	2,389	2,389	2,389	2,389	2,389
B						
C						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

森林所有者への森林施業指針の開示により, 計画的な森林施業の必要性に対する理解を深め, 適正な森林管理が図られる。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 施業が行われた民有林面積	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	ha	248.18	252.74	250	280.42	300
B	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	1,316	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	1,316	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	0	100	50	50
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	0	400	200	200
計	トータルコスト A+B	千円	0	1,716	200	200
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

森林整備計画により適正な森林施業が図られ、生産性の向上に結びつく。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

すべての民有林が対象となっている。

④ 廃止・休止の影響

森林法に規定されており、廃止・休止できるものではない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

法定事務であり、成果向上の余地はない。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

すべての民有林が対象となっている。

(4) 効率性評価

最低限の費用で行っている。

4 事務事業の改革案 (Plan)

- (1) 改革改善の方向性
- (2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

5 課長意見

- (1) 今後の方向性
 - 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
 - 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
 - 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務であり，計画策定に伴う玉山区内の民有林データ作成を継続して行い，森林整備を促進してまいりたい。